

第 27 号議案

他の普通地方公共団体の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させること
に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり
大分市及び別府市の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させる。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり
大分市

名称		所在地
大分市荷揚複合公 共施設	コモンスペース	大分市荷揚町 3 番 45 号
	実技室	
	大分市大分中央公民館	
コンパルホール	集会室	大分市府内町一丁目 5 番 38 号
	視聴覚室	
	美術工芸室	
	和室	
	調理実習室	

別府市

名称	所在地
別府市男女共同参画センター	別府市大字別府字野口原 3030 番地 16

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

相互利用の実施のために要する相互利用施設の運営、管理等に係る費用は、当該相互
利用施設を設置する市が負担する。

提案理由

大分都市広域圏を形成している大分市及び別府市の公の施設の一部を豊後大野市の住民
の利用に供させたく、この案を提出するものである。